

森山ケアセンター介護老人保健施設 入所利用料金表

2021年8月1日

1. 基本料金表

【従来型・多床室】

(円)

介護度	要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
施設療養費①(1日あたり)※	859	1,718	2,577	912	1,823	2,734	979	1,958	2,937	1,035	2,069	3,103	1,094	2,187	3,280
施設療養費②(1日あたり)※	912	1,823	2,734	992	1,984	2,976	1,062	2,124	3,185	1,123	2,246	3,368	1,183	2,366	3,548
30日あたりの合計①※	25,770	51,540	77,310	27,360	54,690	82,020	29,370	58,740	88,110	31,050	62,070	93,096	32,820	65,610	98,400
30日あたりの合計②※	27,360	54,690	82,020	29,760	59,520	89,280	31,860	63,720	95,550	33,690	67,380	101,043	35,490	70,980	106,440

食費・居住費(所得に応じて負担段階が変わります)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300	390	650	1,360	2,090
居住費	0	370	370	370	700
1日あたりの合計	300	760	1,020	1,730	2,790
30日あたりの合計	9,000	22,800	30,600	51,900	83,700

【従来型・個室】

(円)

介護度	要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
施設療養費①※	779	1,557	2,335	828	1,655	2,482	895	1,790	2,685	953	1,906	2,858	1,009	2,017	3,025
施設療養費②※	824	1,648	2,472	903	1,805	2,708	971	1,941	2,911	1,032	2,063	3,094	1,094	2,187	3,280
室料	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
1日あたりの合計①※	2,979	3,757	4,535	3,028	3,855	4,682	3,095	3,990	4,885	3,153	4,106	5,058	3,209	4,217	5,225
1日あたりの合計②※	3,024	3,848	4,672	3,103	4,005	4,908	3,171	4,141	5,111	3,232	4,263	5,294	3,294	4,387	5,480
30日あたりの合計①※	89,370	112,710	136,050	90,840	115,650	140,460	92,850	119,700	146,550	94,590	123,180	151,740	96,270	126,510	156,750
30日あたりの合計②※	90,720	115,440	140,160	93,090	120,150	147,240	95,130	124,230	153,330	96,960	127,890	158,820	98,820	131,610	164,400

注: 特別室の室料は7,700円

食費・居住費(所得に応じて負担段階が変わります)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300	390	650	1,360	2,090
居住費	490	490	1,310	1,310	2,070
1日あたりの合計	790	880	1,960	2,670	4,160
30日あたりの合計	23,700	26,400	58,800	80,100	124,800

【ユニット・個室】

(円)

介護度	要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
負担割合	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
施設療養費	868	1,736	2,603	917	1,834	2,750	985	1,969	2,953	1,042	2,084	3,126	1,100	2,200	3,300
室料	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
1日あたりの合計	4,168	5,036	5,903	4,217	5,134	6,050	4,285	5,269	6,253	4,342	5,384	6,426	4,400	5,500	6,600
30日あたりの合計	125,040	151,080	177,090	126,510	154,020	181,500	128,550	158,070	187,590	130,260	161,520	192,780	132,000	165,000	198,000

注: 特別室の室料は7,700円

食費・居住費(所得に応じて負担段階が変わります)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300	390	650	1,360	2,090
居住費	820	820	1,310	1,310	2,070
1日あたりの合計	1,120	1,210	1,960	2,670	4,160
30日あたりの合計	33,600	36,300	58,800	80,100	124,800

●介護職員処遇改善加算Ⅰを算定しているため、月の総単位数に3.9%を乗じた単位数が加算されます。

●介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定しているため、月の総単位数に2.1%を乗じた単位数が加算されます。

●新型コロナウイルス感染拡大防止に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%を乗じた単位数が加算されます。

※①は「基本型」の介護老人保健施設

※②は「在宅強化型」の介護老人保健施設

在宅復帰・在宅療養支援等指標に基づき、「基本型」の介護老人保健施設は①、「在宅強化型」の介護老人保健施設は②の料金となり、月々の指標計算の結果によって①⇔②は変動する場合がございますので、予めご了承の程よろしくお願い致します。

2.加算利用料(ご利用者様の状況・要望に応じて加算する利用料)

算定項目	金額			概要
	1割負担	2割負担	3割負担	
夜勤職員配置加算	27 / 日	53 / 日	79 / 日	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24 / 日	48 / 日	72 / 日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上である、または勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上であり、サービスの質の向上に資する取組を実施している場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	20 / 日	40 / 日	59 / 日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上である場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7 / 日	13 / 日	20 / 日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上である、または看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合が75%以上である、または勤続7年以上の介護福祉士の割合が30%以上である場合に加算されます。
初期加算	33 / 日	66 / 日	99 / 日	入所した日から起算して30日以内の期間について加算されます。
療養食加算(1食)	7 / 回	13 / 回	20 / 回	利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、利用者等告示に示された療養食が提供された場合に加算されます。
外泊時費用	395 / 日	789 / 日	1,184 / 日	居宅における外泊を認めた場合(外泊初日及び最終日を除く)に加算されます。 ※月6日を限度
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	872 / 日	1,744 / 日	2,616 / 日	退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合(試行的な退所に係る初日及び最終日を除く)は加算されます。 ※月6日を限度
短期集中リハビリテーション実施加算	262 / 日	524 / 日	785 / 日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	262 / 日	524 / 日	785 / 日	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に加算されます。 ※入所の日から起算して3月以内の期間に限り、週3日を限度
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	36 / 月	72 / 月	108 / 月	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	37 / 日	74 / 日	111 / 日	在宅復帰・在宅療養支援等指標:10の評価項目(在宅復帰率、ベット回転率、入所前後訪問指導割合、退所前後訪問指導割合、居宅サービスの実施数、リハ専門職の配置割合、支援相談員の配置割合、要介護4又は5の割合、喀痰吸引の実施割合、経管栄養の実施割合)について、各項目に応じた値を足し合わせた値が40以上の場合に加算されます。 ※基本料金表にて、②「在宅強化型」の場合には算定されません
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51 / 日	101 / 日	151 / 日	在宅復帰・在宅療養支援等指標:10の評価項目(在宅復帰率、ベット回転率、入所前後訪問指導割合、退所前後訪問指導割合、居宅サービスの実施数、リハ専門職の配置割合、支援相談員の配置割合、要介護4又は5の割合、喀痰吸引の実施割合、経管栄養の実施割合)について、各項目に応じた値を足し合わせた値が70以上の場合に加算されます。
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	491 / 回	981 / 回	1,472 / 回	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に加算されます。
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	524 / 回	1,047 / 回	1,570 / 回	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	109 / 回	218 / 回	327 / 回	医師又は薬剤師が、関連ガイドライン等を踏まえた高齢者の薬物療法に関する研修を受講している、入所後1月以内に、かかりつけ医に、状況に応じて処方内容を変更する可能性があることについて説明し、合意を得ている、退所時又は退所後1月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載している場合は加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	262 / 回	524 / 回	785 / 回	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)を算定していて、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出した場合に加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	109 / 回	218 / 回	327 / 回	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定していて、退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少している場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	4 / 月	7 / 月	10 / 月	施設入所時等に評価するとともに、少なくとも三月に一回、評価を行い、その評価結果などを厚生労働省に提出、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに褥瘡ケア計画を作成している、定期的に記録、少なくとも三月に一回、褥瘡ケア計画を見直した場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	15 / 月	29 / 月	43 / 月	上記の要件に加え、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のない場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅰ)	11 / 月	22 / 月	33 / 月	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価するとともに、少なくとも六月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し支援計画を作成、少なくとも三月に一回、支援計画を見直した場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅱ)	17 / 月	33 / 月	49 / 月	排せつ支援加算(Ⅰ)を算定していて、要介護状態の軽減が見込まれる者について、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅲ)	22 / 月	44 / 月	66 / 月	排せつ支援加算(Ⅰ)を算定していて、要介護状態の軽減が見込まれる者について、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。
自立支援促進加算	327 / 月	654 / 月	981 / 月	医師の医学的評価のもと、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施するとともに、医師による医学的評価の結果を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	44 / 月	88 / 月	131 / 月	入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	66 / 月	131 / 月	197 / 月	上記の要件に加え、疾病の状況や服薬情報等の情報を、厚生労働省に提出している場合に加算されます。

算定項目	金額			概要
	1割負担	2割負担	3割負担	
再入所時栄養連携加算	218 /回	436 /回	654 /回	2次入所において必要となる栄養管理が、1次入所の際に必要とされていた栄養管理とは大きく異なるため、当該施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に加算されます。
試行的退所時指導加算	436 /回	872 /回	1,308 /回	当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に加算されます
退所時情報提供加算	545 /回	1,090 /回	1,635 /回	当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に加算されます。
入退所前連携加算(Ⅰ)	654 /回	1,308 /回	1,962 /回	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合に加算されます。
入退所前連携加算(Ⅱ)	436 /回	872 /回	1,308 /回	入所者の退所に先立って居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して退所後の調整を行った場合に加算されます。
訪問看護指示加算	327 /回	654 /回	981 /回	入所者の退所時に、医師が、入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に加算されます。
地域連携診療計画情報提供加算	327 /回	654 /回	981 /回	地域連携診療計画加算を算定して保健医療機関を退院した入所者に対して、治療を行うとともに、当該保健医療機関に診療情報を文書により提供した場合に加算されます。
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	261 /日	521 /日	782 /日	肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎について投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	524 /日	1,047 /日	1,570 /日	上記の要件に加え、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合に加算されます。 ※月10日を限度
緊急時施設療養費	565 /日	1,130 /日	1,694 /日	緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。
特定治療	やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療について、診療報酬に準じて算定			
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	99 /月	197 /月	295 /月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを実施し、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合に加算されます。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	120 /月	240 /月	360 /月	上記の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合に加算されます。
経口移行加算	31 /日	61 /日	92 /日	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士により栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合に加算されます。
経口維持加算Ⅰ	436 /月	872 /月	1,308 /月	経口維持計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に加算されます。
経口維持加算Ⅱ	109 /月	218 /月	327 /月	上記の要件に加え、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	12 /日	24 /日	36 /日	管理栄養士を入所者の数を50で除して得た数以上配置し、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合に加算されます。
栄養ケア・マネジメントの未実施	14単位/日減算			
認知症専門ケア加算Ⅰ	4 /日	7 /日	10 /日	認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、職員間での留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に開催している場合に加算されます。
認知症専門ケア加算Ⅱ	5 /日	9 /日	13 /日	上記の要件を満たし、かつ認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置している場合に加算されます。
認知症ケア加算	83 /日	166 /日	249 /日	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合に加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	218 /日	436 /日	654 /日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、介護保健施設サービスを行った場合に加算されます。
認知症情報提供加算	382 /回	763 /回	1,145 /回	認知症のおそれがあると医師が判断した入所者であって、施設内での診断が困難であると判断された者について、認知症疾患医療センター等に紹介を行った場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	131 /日	262 /日	393 /日	若年性認知症入所者に対して、個別の担当者を定め、その者を中心に、当該入所者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます
ターミナルケア加算	88 /日	175 /日	262 /日	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者について、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援した場合に加算されます。 ※死亡日45日前～31日前
	175 /日	349 /日	524 /日	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者について、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援した場合に加算されます。 ※死亡日30日前～4日前
	894 /日	1,788 /日	2,682 /日	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者について、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援した場合に加算されます。 ※死亡日前々日、前日
	1,799 /日	3,597 /日	5,396 /日	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者について、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援した場合に加算されます。 ※死亡日
身体拘束廃止未実施減算	10%/日減算			記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない、身体的拘束適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合に減算されます
安全対策体制加算	22 /回	44 /回	66 /回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算されます。
安全対策体制未実施減算	5単位/日減算			運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算されます。

3.その他

教養娯楽費	150円/日	
TVレンタル代	220円/日	
電気代(充電式)	500円/月	1点につき
電気代	55円/日	1点につき
スペシャル入所セット	1,000円/日	口腔衛生基本セット(歯ブラシ・歯磨き粉・ポリデント・洗口液等)、保湿セット(フェイスクリーム・保湿クリーム)、タオルセット(バスタオル・フェイスタオル)、パジャマ、靴下、食食用エプロン、ティッシュペーパー、電池(単1～4に限り)、入れ歯ケース
入所セット	300円/日	口腔衛生基本セット(歯ブラシ・歯磨き粉・ポリデント・洗口液等)、保湿セット(フェイスクリーム・保湿クリーム等)
タオル・病衣セット	770円/日	病衣 2枚/週、バスタオル 2枚/週、フェイスタオル 2枚/週、ハンドタオル 2枚/週
タオルセット	550円/日	バスタオル 2枚/週、フェイスタオル 2枚/週、ハンドタオル 2枚/週
私物洗濯代(外部委託)	1,000円/ネット	私物の洗濯を外部業者に依頼される場合
書類代	1,000～11,000円/通	希望により診断書等の文書を発行した場合 傷病手当:1000円、医療費証明書:1760円、他施設に移る為の診療情報提供書:5500円、保険会社の書類:11000円
理美容	実費	理美容サービス費